

第 11 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	3 番	高橋 凌	4 番	竹田 安宏	
	5 番	菊地 匡	6 番	井上 善博	
	7 番	笹島 敏彦	8 番	渡邊 達郎	
	9 番	猿渡 万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 号	農地法第 18 条 6 項の規定による合意解約の通知について
報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	旧農業経営基盤強化推進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について
議案第 3 号	現況証明願について
議案第 4 号	「令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、「令和 5 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和 5 年度農業委員会における事務の実施状況等」の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 11 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 7 番の笹島敏彦委員と、8 番の渡邊達郎委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開きください。こちらは、農地の相続による権利移動になります。

届出者は、[]。土地の所在は、北光 363 番 1、地目は公簿が畑で現況が山林、面積は 21,096 m²、以下、記載のとおり計 17 筆、面積 87,486.16 m²で、令和 3 年 8 月 10 日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[]が亡くなられたことにより、息子さんである []が相続したものです。現在、対象農地の大部分は、[]が、そばを耕作しています。4 月 23 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。

12 ページと 13 ページの第 1 号図に対象農地の図面を添付していますのでご参照いただければと思います。以上です。

議長 只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをお開きください。

貸主は、[]、借主は、[]、土地の表示は晴見 1 条北 11 丁目 100 番、地目は公募が畑で現況が田、面積 28,016 m²、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 36,643 m²です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画による、賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日、合意成立日は令和 6 年 5 月 10 日、土地の引き渡しの時期は本日です。

この案件の経過については、後程提案させていただく、議案第 3 号の利用集積計画の決定にも関連しますが、もともとは昨年 12 月に開催した農業委員会定例総会において、継続案件として、賃貸借契約を決定いたしました。

しかし、今月上旬に []から、貸している農地の一部を []側で耕作するために返してほしいという申し出があったため、担当推進員であった猿渡委員と受け手である []、そして関尾会長と協議し、一度合意解約し一

部農地を除外したかたちで再度、利用集積計画を申し出いただくという結論に至りました。これは、そのための合意解約になります。また、補足としまして、農地の賃貸借契約にあたっては記載の農地4筆を一体として金額等出しているため、一度すべての農地の契約を解約いたします。以上です。

議長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい、井上委員。

井上委員

■が耕作するということですが、何を作付けするのですか。

事務局

いまそこに作付けされているのはぶどうの苗です。

井上委員

分かりました。

議長

よろしいですか。

井上委員

はい。

議長

その他、何か質問ございませんか。

渡部委員

ぶどうはワイン用なの。

事務局

いいえ、ぶどうのぶどうです。ワイン用ではないです。

議長

その他、何か質問ございますか。

全員

なし。

議長

それでは質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続いて、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第3号をご説明いたします。議案の3ページをお開きください。

農地所有適格法人は、いくつかの要件を満たせば農地を所有することができる法人であります。

今回は■から、農地所有適格法人報告書が提出されました。別紙1の要件確認書をご覧いただいて、要件を満たしているか確認したいと思いますが、まず■について改めてご説明したいと思います。

■は、今年の5月に設立された法人で、代表社員である■と業務執行社員である息子さんの■が中心となり、「支援を必要とする方々」とともにきゅうりを栽培しております。図面は14ページの第2号図になりますので、ご覧いただければと思います。

もともとこちらの農地は、■が所有しておりましたが、実際の作業は■たちが■から教わりながら行っており、昨年5月に正式に農地所有適格法人として農地を所有されました。現在所有している農地は、焼山186-1の1筆になりまして、なぜこの場所かという、支援を要する方々が、隣近所などで人を会うことに対してストレスを感じやすいということで、あまり人と会うことのないこの土地で農作業を行っております。以上が■の説明になります。

それでは、別紙1を上から順に見ていきたいと思っております。経営面積は畑が1.04ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、きゅうりの生産、次の売上高は全て農業によるものですので、過半要件を満たしております。次の構成員数は2人で農業常時従事者、さらに裏面の下段、業務執行役員数も1人で農業に常時従事しておりますので、両項目とも過半要件を満たしております。

以上のとおり、「■」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しましたのでご報告いたします。以上です。

議長

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長
全員
議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請ということで、農地を農地以外のものにするに加え、売買や使用貸借などにより権利を動かすことについての審議になります。

土地所有者・譲渡人は、
、転用計画者・譲受人は、
の申請です。

土地の表示は、空知太西4条6丁目66番8、地目は公募・現況とも畑、面積2,450㎡の1筆です。転用目的は、共同住宅2棟、駐車場、通路、雪捨て場の建設のためであり、こちらはのアパートになります。農地区分は、砂川市都市計画において第一種中高層住居専用地域として用途指定されておりますので、こちらの農地は第3種農地、つまり市街地化の傾向が著しい区域内にあり、原則転用が許可できる農地になります。図面は15ページの第3号図のとおりで、法律関係は売買になります。

転用計画の内容について、転用期間は許可後から永年、工事期間は7月1日から今年の12月31日までとしており、資金計画は、事業費3億440万円に対し自己資金が780万円、残りの2億9,660万円は借入金で対応されます。

この案件に関する農地法第5条の審査は別紙2にまとめているとおりになります。別紙2の4ページの「5の総合判断」の欄にも記載しておりますが、立地基準において、原則として許可される第3種農地と判断し、一般基準においても特に問題はありませんので、本案件については、許可相当であると認めることができます。以上、議案第1号の説明になります。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」まず1番の説明を事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号の1番を説明させていただきます。議案の5ページをお開きください。

継続の案件になります。計画番号は令和6年度貸第2号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員 菊地匡さん、出し手・貸主は、
、受け手・借主は
、農地の所在等は北光423番1の内、地目は公簿が山林で現況が畑、面積10,552㎡、以下、記載のとおり、計13筆、面積74,414㎡です。対価は双方の話し合いにより、年額223,200円、これは地積に単価3,000円を乗じたものであり、支払期限等は指定口座に11月末までに振り込むこと、期間は本日から令和9年12月31日までの3年8か月、当事者間の法

律関係は賃貸借、図面は 16 ページ、第 4 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 3 に調査書を添付しておりますとおおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

対象農地は、先ほどもお伝えしましたが、昨年畑地化がなされており、そばが耕作されております。以上、ご審議願います。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第 2 号の 1 番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

次に、2 番を審議いたしますが、受け手が [] となっておりますので、農業委員会法第 31 条に規定されている「議事参与の制限」により、[] は、審議終了までご退席をお願いします。

< [] 退席 >

議長
事務局

それでは、事務局より議案第 2 号の 2 番を提案願います。

では、議案第 2 号の 2 番を説明させていただきます。議案の 6 ページをお開きください。計画番号は令和 6 年度貸第 3 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員、猿渡万里子さん、出し手・貸主は、[]

[]、受け手・借主は []、農地の所在等は晴見 1 条北 11 丁目 100 番の内、地目は公簿が畑で現況が田、面積 21,782 m²、以下、記載のとおり、計 4 筆、面積 30,409 m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 125,500 円、これは水張面積に単価 5,000 円を乗じたものであり、支払期限等は指定口座に 11 月末までに振り込むこと、期間は本日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年 8 か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は 17 ページ、第 5 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 4 に調査書を添付しておりますとおおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

この案件は、先ほども触れましたが、一部農地を除外して、再度契約し直しております。一部農地というのは、17 ページの第 5 号図の地番 100 の点線の右側の斜線部分になります。以上、ご審議願います。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第 2 号の 2 番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで [] に着席していただきます。

< [] 着席 >

続きまして、事務局より議案第 2 号の 3 番を提案願います。

事務局

では、議案第 2 号の 3 番を説明させていただきます。議案の 7 ページをお開きください。

計画番号は令和 6 年度使第 1 号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、関尾一史さん、出し手・貸主は、[]

[] と以下、記載のとおり 11 名、受け手・借主は []、農地の所在等は、宮城の沢 5、地目は公簿・現況とも畑、面積 909 m²、以下、記載のとおり計 9 筆、62,847.38 m²です。対価は無償、期間は本日から令和 6 年 12 月 31 日までの 8 か月、当事者間の法律関係は使用貸借、図面は 18 ページ、第 6 号図に示しております。この案件の

要件確認は、別紙5に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

この案件に係る経過について説明したいと思います。こちらの土地は、■■■■という方が所有していたのですが、昨年11月に亡くなられました。それまでは、■■■■が■■■■から作業委託を受けておりましたが、■■■■から生前に、農地を誰でもいいから譲りたいと事務局に連絡があり、受け手の方を昨年7月頃から探しておりました。そして今回、■■■■と、まずは使用貸借を結ぶ運びとなりました。ご覧のとおり、■■■■側の相続権を持つ方が多く、時間を要しましたが、1/2を超える委任状が提出されております。現在相続の手続き中ですが、一番上の■■■■という方、■■■■の妹の息子さん、つまり甥っ子にあたる方、一人が、相続を受ける予定です。両者とも早く売買をしたいという意向ではあるのですが、相続の手続きや分筆が必要な部分がございますので、それらの課題が解決されましたら、売買の手続きに移る予定です。

また、■■■■は、ミニトマトをメインに耕作していますが、対象農地ではミニトマトの他、そばや他の作物等、農地全体を活用し耕作していくことを確認しております。以上、ご審議願います。

只今、議案第2号の3番の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より提案願います。

では、議案第3号を説明させていただきます。議案の8ページをお開きください。

現況証明について改めて説明させていただきます。法務局で農地の地目変更登記を行う際には、農業委員会が「その土地の現況は農地ではない」ということを証明した書類の提出が必要になります。その書類が現況証明書になります。証明にあたっては、事務局や地区担当の農業委員さんが、現地を見て農地ではないことを確認して、農業委員会で審議し、承認となれば、願出者に現況証明書を出します。それでは、今回の案件を確認したいと思います。

願出者は、■■■■、土地の表示は、東豊沼106番10、公募は田となっており、面積は272㎡の1筆です。申請目的は地目変更登記のためであり、調査の有無は、5月20日に関係委員に確認をお願いしております。図面は19ページ、第7号図に示しています。

こちらの案件について、この土地の上には何年も前から納屋が建っておりまして、先日、その納屋を囲うようにして分筆されたため、この土地には、ほぼ農地と呼べる部分はありません。また、分筆した理由は、今後■■■■が農地を売買するために行ったと伺っております。以上、ご審議お願いいたします。

只今、議案第3号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第4号『令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価』、「令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和5年度農業委員会における事務の実施状況等」について、事務局より提案願います。

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

では議案第4号を説明したいと思います。別紙様式をご覧ください。

こちらは、皆さんに提出いただいた令和5年度の最適化活動の記録を点検・評価したものと目標に対しての実績をまとめた資料になります。内容について、一つ一つ説明すると、長時間かかってしまうことと、細かな内容等については、今月9日に検討委員会を開催し、検討委員の皆さんに確認いただいておりますので、ポイントを大きく絞って説明させていただきたいと思います。

まず別紙様式3ですが、これは毎月提出いただいている活動記録をまとめ、それを2枚裏の「目標の達成状況の評語の適用方法」に照らして点数を算出し、その点数から導かれる評語を左下に記載しております。これは、国のルールに基づき出しているものであるため、これをもって委員さんの資質を問うものではありませんが、砂川市農業委員会の活動日数の目標は、月8日と設定していることは皆さんご存知であると思います。改めてお願いとなるのですが、例えば「市役所に行く途中に地域の農地を見て異常がないことを確認した」というのも遊休農地発生防止のための活動ですし、「農委だよりを配布の際に、農業者と情報交換した」というのも意向把握で、最適化活動になりますので、そういった活動も日誌に書く作業を大変お手数ですが、今後もご記入お願いしたいと思います。ちなみに、書いていただくことにはなるのですが、この定例総会や研修などは、活動日数に含むことはできませんのでご注意願います。この日を除いて8日を目標としております。また、日誌の項目番号など、間違えて記入されて提出いただいても事務局の方で、しっかりと確認・修正等しておりますので、ご安心いただければと思います。

次に別紙様式の4と6は、別紙様式5から拾った数字になりますので、ここでは別紙様式5をご覧くださいと思います。こちらも、大きく割愛して説明いたします。令和5年度における、最適化活動の柱である集積率・遊休農地・新規参入における目標と実績がそれぞれ記載されております。

集積率については、目標達成とはなりませんでしたが、若干昨年より率が上がっております。また、遊休農地は引き続き0を維持しており、新規参入についても国が定めた目標を達成していることから、砂川市農業委員会としての、活動内容結果を先ほどの点数表に当てはめると昨年度に引き続き「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」という結果でありました。この結果を今後は、国が示すスケジュールに合わせて、市のホームページで公表し、道や農業会議に報告をいたします。

以上、大胆に割愛させていただきましたが、議案第4号の内容になります。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長

只今、議案第4号の説明がありましたらご質問等ございませんか。

なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員
議長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。

全員
議長

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連報告（事務局長） なし。

2. 令和6年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動
(事務局)

- ・日 時 令和6年5月28日(火)・29日(水)
- ・場 所 文京シビックホールほか(東京都)
- ・出席者 関尾会長

3. 活動記録簿の提出(事務局)

- ・農業委員として行った活動を記入し、5月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

4. 協議会報告(協議会長)

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は令和6年6月25日、火曜日の午後1時半からです。よろしく
お願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員